

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等 を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や 働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

当社は、シンクタンク・コンサルティング・IT ソリューションの 3 つの機能を有する、SMBC グループの総合情報サービス企業です。「知識エンジニアリング」活動によるお客様価値共創を経営理念として、お客様・社会の新たな価値実現のパートナーとして貢献しております。特に、企業間の連携、IT 実装支援、グリーン化の取組に積極的に取り組みます。

#### ● 企業間の連携

- ✧ 企業や教育機関、地方自治体等と共に、社会課題の解決や創発活動を目的としたコンソーシアムの活動を行います。論の提唱に留まらず、様々な分野において共同研究や実証を進めます。

#### ● IT 実装支援

- ✧ お客さま・社会の新たな価値実現のため、パートナー企業の持つテクノロジーやノウハウを積極的に活用します。
- ✧ IT 人材育成の取り組みでは、金融システムに関する大学への講義提供、女性・ノンバイナリーの学生向けの IT 教育支援、発達障がいのある人が高度・先端 IT 領域で活躍することを目指した研究会を運営していきます。

#### ● グリーン化の取組

- ✧ 脱炭素社会実現に向けて、企業の GX（グリーン TRANSFORMATION）を支援するコンサルティングに取り組みます。デジタル技術を積極的に活用し、顧客企業のサプライチェーン全体での GX 実現を支援します。
- ✧ 企業活動だけでなく、生活者との対話を通じて、くらしから排出される CO2 を削減させることにより、社会全体の GX 化にも挑戦します。
- ✧ EV 電池、炭素循環をテーマにステークホルダーと協働し、サーキュラーエコノミーの形成に挑戦します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

当社では、30年以上前より、環境や社会課題に関する企業・自治体への支援ならびに情報発信を実施してきました。今後も、さまざまな企業・自治体・大学等との幅広い連携を通じて、SDGsが目指す持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2023年1月23日

(2025年2月14日 更新)

(2025年6月27日 代表者変更による更新)

株式会社 日本総合研究所

代表取締役社長 内川 淳

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。